

# 位置図



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 令元情使、第556号)」

	新たに道路区域となる部分
	既に道路区域となっている部分

1:50,000

